

## 議案第 74 号

北本市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

北本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 8 月 25 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

北本市子ども医療費の支給に関する条例（昭和 48 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）

3 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「満 12 歳」を「満 15 歳」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。